

# ひるかわショートステイ 重要事項説明書(サービス等内容説明書)

当事業所は介護保険の登録をしています。

中津川市及び恵那市

事業所番号 2181500055

当事業所はご契約者に対して基準該当短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

## 1、開設者

法人名 社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会  
法人所在地 岐阜県中津川市かやの木町2番5号  
電話番号 0573-66-1111 (FAX 0573-66-1934)  
代表者氏名 会長 三浦 博行  
設立年月日 昭和53年2月6日

## 2、事業所

事業者 社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会蛭川支所  
事業所の種類 基準該当短期入所生活介護事業所  
事業所番号 2181500055 平成17年4月1日指定  
事業所の目的 介護保険法の定めるところにより、加齢による心身の変化に起因する疾病等により要支援・要介護の状態になった方に対してサービスを提供することを目的とします。  
事業所の名称 ひるかわショートステイ事業所  
事業所所在地 岐阜県中津川市蛭川4862番地1  
電話番号 0573-45-3511 (FAX 0573-45-3570)  
代表者氏名 支所長 木野 泉  
管理者氏名 管理者 柘植 えみ

## 3、職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

### 〈主な職員の配置状況〉

就業者の職種	職員配置
1. 管理者	1人
2. 生活相談員	2人以上
3. 看護職員	1人以上
4. 介護職員	3人以上

## 4、当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。  
当事業所が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合  
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 } があります。

## (1)介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

### <サービスの概要>

#### ①食事(ただし、食材料費は別途いただきます)

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床してリビングにて食事を取っていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食 7:00~7:45 昼食 11:30~12:15 夕食 18:00~18:45

#### ②入浴

- ・週2回の入浴又は清拭を行います。
- ・座位が困難な方は、機械を使用しての入浴も可能です。

#### ③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

#### ④その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

### <サービス利用料金(1日あたり)>

サービスの利用料及びその他の費用は、以下の通りです。(介護保険負担割合証が1割負担の場合)

なお、介護保険負担割合証が2割負担の方の場合は、下記の自己負担額の2倍の料金、3割負担の方の場合は、下記の自己負担額の3倍の料金となります。(介護保険負担割合証をご確認して下さい。)

【介護職員処遇改善加算Ⅲ】総単位数×3.3%より算出した金額

【介護職員等ベースアップ等支援加算】総単位数×1.6%より算出した金額

※ご契約者が未認定の場合はいったん全額をお支払いいただきます。認定後自己負担額を除く金額が払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

1、ご契約者の要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2、自己負担額	555	674	738	806	881	949	1,017
3、サービス提供体制加算Ⅲ	6	6	6	6	6	6	6
4、送迎加算	184	184	184	184	184	184	184
5、緊急短期入所受入加算(※1)	-	-	90	90	90	90	90

※1 居宅サービス計画に位置づけられていない短期入所生活介護を緊急に受ける事になった場合のみ。

※短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。ただし、支給限度額の範囲内であれば、償還払いとなります。

※ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用は別途いただきます。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者の負担額を変更します。

## (2)介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

### <サービスの概要と利用料金>

#### ①滞在費用(お部屋代等)

ご契約者がご利用される個室などの滞在費用です。

料金：1日当たり2,006円

※介護保険負担限度額認定証を交付されている方については、記載されている金額となります。

#### ②食事の提供(食材料費、おやつを含みます)

ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金：1日当たり1,445円(朝食322円、昼食643円、夕食480円)

※ご利用日数と食数により計算します。

※介護保険負担限度額認定証を交付されている方については、記載されている金額となります。

### ③レクリエーション活動

ご契約者の希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

### ④特別送迎

指定地域外の送迎は、希望によりリフト付き送迎車で実施します。

料金：1キロメートルにつき37円

※送迎時間は平日の原則として9：00～17：00までです。

### ⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただくことがあります。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますので負担の必要はありません。

### (3) 利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、介護利用料通知書にてご請求しますので、翌月27日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 下記指定口座への振り込み

東美濃農協 蛭川支店 普通預金 9214607

名義人 社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：農協・郵便局・各銀行

### (4) 利用の中止、変更、追加

- ・利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合はサービスの実施日前日までに事業者へ申し出て下さい。
- ・利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の自己負担額相当分

- ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ・ご契約者がサービスを利用している期間中でも利用を中止することができます。その場合、すでに実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。
- ・その他、感染症（コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス等）が流行している場合には、感染拡大を防ぐ為、退所予定日より早く退所していただいたり、保健所の指示により利用延長を相談させていただく場合があります。(延長に対する料金をご本人様負担となります) また、状況により受け入れをお断りし、施設を急遽休業させていただく場合もあります。

## 5、苦情の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ・苦情・相談受付窓口  
中津川市社会福祉協議会蛭川支所
- ・受付及び担当者  
支所長
- ・ご利用時間  
毎週月曜日～金曜日 8：15～17：15
- ・ご利用方法  
電話(0573-45-3511)あるいは面接

なお、苦情・相談が解決に至らなかった場合、本会では「苦情解決第三者委員」の設置をしております。  
 <第三者委員>

名 前	連 絡 先
早 川 一 敏	電 話 0 5 7 3 - 6 9 - 4 5 5 7
小 池 朝 通	電 話 0 5 7 3 - 8 2 - 3 8 2 3

## (2) 行政機関その他苦情受付機関

中津川市蛭川総合事務所介護保険担当	中津川市蛭川2178番地8 0573-45-2211 受付時間 8:30~17:15
国民健康保険団体連合会介護保険苦情対応係	岐阜市下奈良2-2-1 058-275-9826 受付時間 9:00~17:00
岐阜県社会福祉協議会	岐阜市下奈良2-2-1 058-278-5136 受付時間 9:00~16:00

## 6、緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。又、緊急連絡先にご連絡致します。

### ●協力医療機関

名称	国民健康保険蛭川診療所
所長名	猿渡 凌
所在地	中津川市蛭川2358番地3
電話番号	0573-45-2201 FAX0573-45-2202
診療科	内科、外科、皮膚科、泌尿器科、歯科、口腔外科

## 7、非常災害時の対策

別に定める「防火管理規程」に基づいて対応を行います。

### ●平常時の訓練及び防火設備

年1回以上夜間及び昼間に火災を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。

・防火設備

消火栓・消化ホース、自動火災報知機 誘導灯、ガス漏れ警報機、防火扉、消火器  
 防火扉(防火シャッター)、スプリンクラー

## 8、施設の概要

建 物	敷地面積	8,828㎡(中津川市所有地)
	構造	鉄筋コンクリート造平屋建(一部鉄骨造)
	延床面積	502.3㎡
主 な 設 備	居室(個室)	12室(定員12名) 14.40㎡/室
	看護室	1室 20.40㎡
	スタッフルーム	1ヶ所 15.98㎡
	洗濯室	1室 18.72㎡
	浴室	1室 8.10㎡
	倉庫	1ヶ所 8.00㎡

## 〈重要事項説明書付属文書〉

### 1. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約規程第3条参照）

①短期入所生活介護計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

②短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更します。

③短期入所生活介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

#### ①要介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業所の紹介等必要な支援を行います。
- 短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

居宅サービス計画(ケアプラン)の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

#### ②要介護認定を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- 短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

要支援、要介護と認定された場合

- 居宅サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

自立と認定された場合

- 契約は終了します。
- 既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

## 2. サービス提供における事業者の義務（契約規程第11条、第12条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご契約者又はその家族等から聴取、確認します。
- ③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、記録を整備した日から5年間保存するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤サービス実施時に、ご契約者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑥事業者又はサービス事業者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

## 3. 損害賠償について（契約規程第17条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、その置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 4. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からこの契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約規程第13条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護者認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合若しくは破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### （1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約規程第14条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解除することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

### （2）事業者からの契約解除の申し出（契約規程第15条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく契約規程に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

### （3）契約の終了に伴う援助（契約規程第16条参照）

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

## 5、サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用に当たって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

### (1) 持込の制限

利用にあたり、替え衣類、洗面用具類以外の持ち込み品の制限をすることがあります。

### (2) 施設・設備の使用上の注意

- ・居室及び教養施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ・故意に、又はわずかな注意をはらえば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができる者としてします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (3) 喫煙

事業所内（敷地内含む）の喫煙は行えません。